

令和7年度 六戸町空き家リフォーム事業費補助金 のご案内

- 空き家の利活用により移住を促進するため、空き家をリフォームする所有者等に対して、リフォーム工事費の一部を補助します。

※補助を受けるためには、一定の要件があります。詳しくは本誌や町ホームページをご覧くださいのうえ、お問い合わせください。

補助金の額及び募集戸数

- ・リフォーム工事費の2分の1
（限度額100万円）
- ・4戸程度
（予算の範囲内において先着順）

スケジュール

申請期限
令和7年12月26日まで
※予算が無くなり次第終了となります。

● 補助対象要件

対象住宅

- ①及び②の要件いずれにも該当する町内にある長期間にわたって居住されていない一戸建ての住宅
- ① 六戸町空き家バンク実施要綱の規定により登録されたもの
 - ② 床面積が50㎡以上の家屋で床面積の2分の1以上が居住用であること

対象者

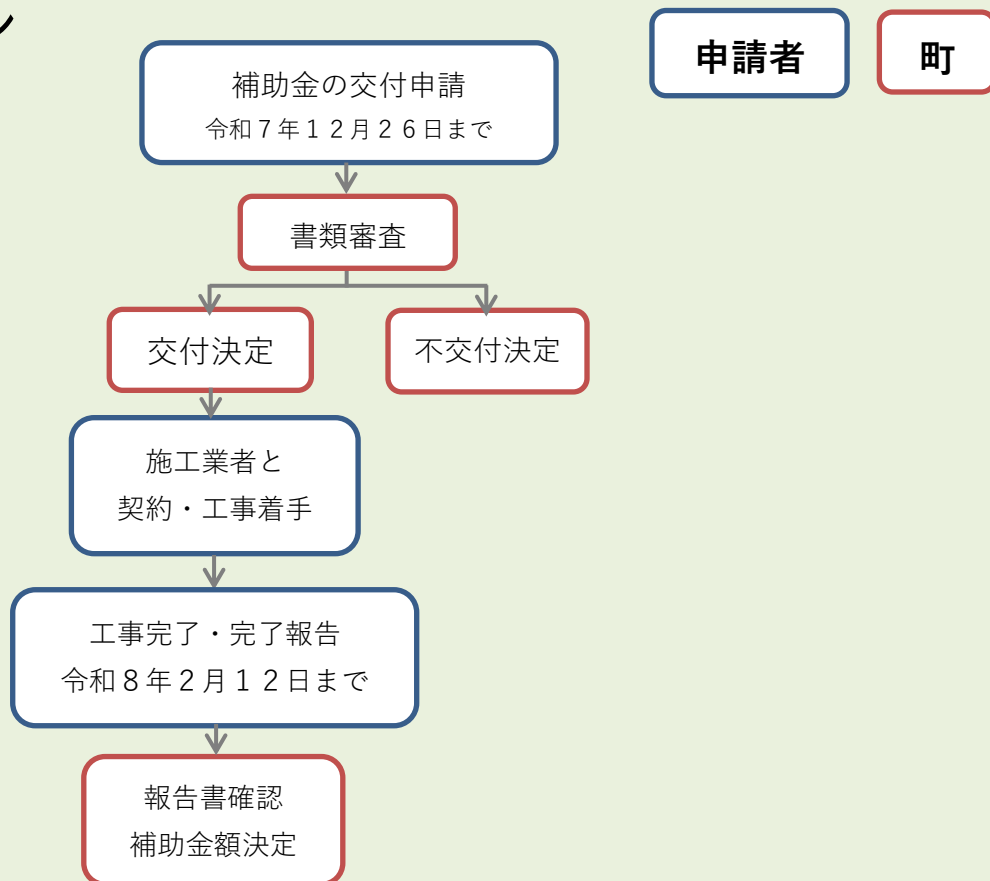
- ①～③の要件に該当する方（営利を目的とする法人を除く）
- ① 移住者に売買又は賃貸することを目的に、自らが所有する空き家のリフォーム工事を行う方
 - ② 自らが居住する目的により、空き家を購入し、1年を経過しない移住者
 - ③ 町税等の滞納がない方
- ※売買・賃貸の期間は10年以上継続が必要です。

対象工事

以下の要件に該当するリフォーム工事

- ① 建築物の維持及び機能向上のために行う構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事、増改築工事及びクリーニング等（リフォーム工事の種類を参照してください）

●スケジュール



●リフォーム工事の種類

- ① 基礎、土台、柱の修繕・補強工事
- ② 内壁、天井、床の修繕工事
- ③ 塗装工事
- ④ 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事
- ⑤ 外壁、屋根、庇、樋の設置・修繕工事
- ⑥ 間取りの変更、増築（増築面積は10㎡以内）模様替え工事
- ⑦ 玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所の改良工事
- ⑧ 建具の取替等の工事
- ⑨ ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事
- ⑩ クリーニング

●必要書類及び詳細について

補助対象条件や必要書類など、詳細については六戸町のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。申請に必要な様式などは建設下水道課の窓口へ備え付けているほか、下記ホームページからダウンロードすることができます。

六戸町HP → 住まい・まちづくり → まちづくり

※書類を準備する前にお問い合わせください

●問い合わせ・申し込み先

六戸町建設下水道課 空き家対策係

〒039-2392 六戸町大字犬落瀬字前谷地60 TEL 0176-55-4610 FAX 0176-55-2884